

高岡地区広域圏事務組合職員の給与に関する条例

平成26年3月31日条例第2号

改正 令和2年2月26日条例第1号

高岡地区広域圏事務組合の職員の給与に関する条例（平成5年高岡地区広域圏事務組合条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、高岡地区広域圏事務組合の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の給与）

第2条 職員（次項に規定する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の給与は、高岡市の職員の給与に関する規定の例による。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定により他の地方公共団体から派遣された職員の給与は、当該他の地方公共団体の職員の給与に関する規定の例による。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。